

令和元年十月八日提出
質問第一七号

神奈川県内の台風第十五号で被災した住宅の応急修理への支援に関する質問主意書

提出者 早稻田夕季

神奈川県内の台風第十五号で被災した住宅の応急修理への支援に関する質問主意書

本年十月七日、政府は台風第十五号で一部損壊した千葉県内の住宅の応急修理について、災害救助法及び防災・安全交付金の効果促進事業により国が費用の一部を支援する方針を決めたが、同じ台風で生じた住宅の被害は、神奈川県内でも多数報告されている。神奈川県は九月二十六日付の発表によれば、今般の台風第十五号による住宅の被害は全壊が四棟、半壊が二十一棟、一部損壊が千五百七十棟報告されている他、鎌倉市などまだ集計中でこの数字に含まれていない被災住宅も相当数ある。

今週末も大型台風が関東地方に迫る中、千葉県内の一部損壊住宅の支援は一日も早く行うべきであるが、同時に支援の対象を千葉県内に限定することなく、神奈川県でも深刻な被害が多発している現状を踏まえ、公平な支援策を早急にとりまとめるべきではないか。神奈川県からも国に要望が挙がっていると承知しているが、検討状況如何。

右質問する。